

【岐阜県空き家利活用事業補助金】

補助金の申請からお支払いまでの流れ

1 補助金の申請（申請者様→県）

必要書類は、別紙「申請時に必要な書類」を参照してください。

2 県による審査

書類が揃ってから2週間程度かかります

3 補助金の交付決定（県→申請者様）

4 工事の開始

交付決定の日から着工可能です

5 振込先の報告

振込先を、下記資料によりお知らせください。

- ・口座振込依頼書兼債権者登録票（①②③を記入）

添付資料：預金通帳の写し

（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人のわかる部分をコピーしてください。通帳がない場合は、上記がわかる書類の写しを添付してください。）

6 工事内容の変更があった場合

変更手続きが必要になる場合がありますので、ひとまず住宅課へご連絡ください。

7 事業の完了（物件の引き渡し、補助対象経費の工務店等への支払い、住民票の異動）

事業実施年度の3月31日までに完了する必要があります

（例：交付決定 平成29年9月1日→事業の完了 平成30年3月31日

交付決定 平成30年1月5日→事業の完了 平成30年3月31日）

8 実績報告（申請者様→県）

工事の完了から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに必着するよう提出してください。

必要書類は別紙「実績報告に必要な書類」を参照してください。

9 県による審査

書類が揃ってから2週間程度かかります

- 1 0 額の確定の通知（県→申請者様）
お支払いする補助金の額を確定します
- 1 1 請求書のご提出（申請者様→県）
- 1 2 お支払い（県→申請者様）
ご請求の日から30日以内

【ご注意ください】

- ・「3 交付決定」の前に着工された場合は、その時点で補助を受けられなくなります。
- ・年度末（3月31日）までに完了しない工事については、補助の対象とすることができません。

<送付先・お問い合わせ先>

岐阜県 都市建築部 住宅課 空家対策推進係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電話番号 058-272-8693
メールアドレス c11659@pref.gifu.lg.jp